

Report 商品安全検査センター



食品への「におい移り」を実験しました

芳香剤や防虫剤、洗剤、化粧品などの家庭用品や、冷蔵庫内の漬物やキムチ、また冬には灯油のポリタンクなど、ご家庭にはにおいの強い物質や食品があります。においは食品などの保管中に移ってしまう可能性があり、生協へのお申し出の中にもにおいに関するものが多くあります。そこで、毎日の生活の様々な保管条件を想定して、食品がどのくらい保管場所周辺のにおいを吸収してしまうのかを実験してみました。



＜実験方法＞

パック牛乳と精米を使って、におい移りの可能性のあるものといっしょに、表の条件で3日間保管しました。その後それらの食品を無臭の容器に移して、食品自体のにおい検査を行いました。なお、パネラーは定期的に臭覚トレーニングをしている商品検査センター職員6名で行い、口に入れず臭覚だけで判定しています。

＜結果＞

表はパネラーのうち、におい（異臭）を感じ取れた人数と、何の種類のおい（臭質）なのかを判断できた人数です。

吸着食品	番号	保管容器等	同一保管のにおい成分	異臭判定6名中	臭質判定6名中
パック牛乳	A	パック開封	開封した漬物（輪ゴムで口を縛る）	4	3
	B		開封したグミ（グレープ香料の強い菓子）	5	4
	C	パック未開封	灯油 0.5ml が付着した軍手	3	1
	D		blank (何も無し)	0	0
精米	E	ビニール袋に保管 (輪ゴムで口を縛る)	灯油ポリタンク	4	4
	F		防虫剤（パラゾール）	6	4
	G		石鹼（フローラル香料）	6	6
	H		blank (何も無し)	1	0
	I	食品保管用タッパー	灯油ポリタンク	0	0
	J		防虫剤（パラゾール）	3	2
K	石鹼（フローラル香料）	4	3		

＜考察＞

- ① **A&B**：冷蔵庫内で牛乳とにおいの強いものを保管した想定6名のうち、漬物で4名、香料の強いお菓子で5名が異臭を感じ取りました。臭質まで判定できたパネラーも多く、はっきりとにおい移りがあったことを証明しています。
- ② **C**：車のトランク内で、購入した商品が灯油を扱った軍手といっしょにされた想定  
数時間の保管でしたが、灯油のにおいは、パックが未開封でも牛乳に移ることが分かります。
- ③ **E&F&G**：ビニール袋（ポリエチレン製）に精米を入れて、においのあるものと食品棚で保管されたことを想定  
全パネラーが防虫剤、石鹼のにおいを感じ取っており、精米はにおいを吸収しやすく、におい移りが起こる危険性が高い事を示しています。なお、ビニール袋（ポリエチレン製）はにおいの成分を透過してしまうので、においが心配な食品の保管には向かないと思われます。
- ④ **I&J&K**：上記と同様の場所で、食品保管用タッパー（本体はポリプロピレン製）に精米を入れて実験  
ビニール袋に比べタッパーでの保管は、3種類の試験すべてで、におい移りにくい結果となりました。密閉性も高いことありますが、多くの場合はポリエチレン<ポリプロピレン<ポリエチレンテレフタレート（PET）の順に、においの遮断性が高いようです。

今回の実験結果はあくまでも参考ですが、米、牛乳、カップ麺などにはにおい移りしやすく注意が必要と思われます。特に精米の包材は、空気を抜くための通気孔があり、未開封でもにおい移りや虫の侵入が発生します。また、未開封でも酸素透過性の高いプラスチック包材はにおいを通すので、保管はガラスや缶、タッパー、PET容器など密閉性の高い容器をお勧めします。今年は消費税アップに伴い買い置き商品も増えると思われるので、よりご注意ください。



▲「わっくわあく」はハローワークでは就労できなかった相談者が多く、2012年6月の発足以来157人がここで新しい職を得ることができました。（写真提供：パーソナルサポートセンター）

3. 11を忘れない... みやぎ生協から被災地・宮城のいまをお伝えします 第3回

再び直面する失業危機  
宮城県内の震災による失業者は約4万6千人。慣れない他業種への転職やがれき処理施設への一時的な就労など、仕事の環境は激変しました。  
2年半を経過したいま、復興関連事業の求人数増で数字上の状況は一見好転しているようですが、応募条件や労働環境からミスマッチが起きているのが現実です。思うように就職先が見つからない状況は今も変わっていません。

被災者や生活困窮者の就労を支援する社パーソナルサポートセンター「わっくわあく」の児島亨さんは「復興関連で緊急雇用されていた方々が失業し、新たに仕事を探す事例が増えています」と話します。失業は生活困窮を招きます。「災害公営住宅に移ったら家賃などすべて自己負担。年金だけでは暮らせないと60代、70代で求職活動をする方々もいれば、建設現場を解雇され路上生活をすることになった若者もいます。」  
「生業なくして再建なし」とは良く言われることですが、厳しい就労環境の中で、被災した高齢者の就労や再び失業危機に直面する人たちの再就職をどう支援していくかが緊急の課題になっています。



▲人の手によるがれき分別作業を実施した東松島市では、いち早く再就職を支援する取り組みに着手しました。（写真提供：東松島市）

※失業者数は厚労省雇用保険離職票等交付件数より情報提供/みやぎ生協  
コープぎふは、東日本大震災の復興支援に継続して取り組んでいます。

公 示

住所不明組合員さんの脱退手続きのお知らせ

2014年2月1日

生活協同組合コープぎふ 理事長 川崎 直巳

コープぎふ定款第10条第2項の規程に基づき平成24年3月20日までに住所不明となっています組合員さんは、脱退のお申し出があったものとみなし、理事会の承認の上、平成26年3月20日の事業年度末に脱退として手続きをいたします。  
毎年、通常総代会終了後7月中旬頃に「総代会報告及び割戻金のご案内通知」をお届けしております。その結果、あて先不明等何らかの理由でお届けできなかった組合員さんに対しては、電話及びハガキによる所在確認を行っています。その後、3年続けて登録された住所では連絡がとれない組合員さんを住所不明組合員としています。

・該当する組合員さんのお名前は、共同購入支所センター・店舗・本部でご確認いただくことができます。  
・平成26年3月20日までに申し出等により住所が確認できた方は、脱退の手続きは行いません。

また、住所不明の組合員さんへは1月中旬に住所確認のお知らせハガキを郵送しておりますのでハガキが届きましたら、最寄の支所センター・店舗、または下記問い合わせ先までご連絡いただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】：生活協同組合コープぎふ 本部経理グループ Tel 058-370-6862 Fax 058-370-6868  
【問い合わせ時間】：日曜日を除く8時45分～5時30分